

芳賀町エコステーション等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内にエコステーション等を設置する者に対して、その経費の一部を補助することにより、循環型社会の構築の推進を図ることを目的とし、芳賀町エコステーション等整備費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、芳賀町補助金等交付規則(昭和50年芳賀町規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録団体 芳賀町資源物回収奨励金交付要領(平成3年告示第30号)第4条に定める登録団体をいう。
- (2) ごみステーション 家庭から排出された一般廃棄物を収集するための施設をいう。
- (3) エコステーション 家庭から排出された資源物を収集するための施設をいう。
- (4) ステーション ごみステーション及びエコステーションを言う。
- (5) 新設 新たにステーションを設置することをいう。
- (6) 改設 既存のステーションの劣化や回収品目又は構成員の増加等により施設を増築又は改築することを言う。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) ごみステーション 自治会及び行政区
- (2) エコステーション 登録団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、ステーションを新設又は改設することをいう。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条に規定する事業を行うために必要な経費とする。ただし、設置場所の土地の取得又は賃借に係る経費を除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次のとおりとし、予算の範囲内で町長が決定する。

- (1) ごみステーション 補助対象経費の2分の1の額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)又は50,000円のいずれか低い額

(2) エコステーション 補助対象経費の2分の1の額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）又は200,000円のいずれか低い額
（交付申請）

第7条 規則第4条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（規則の別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 見積書又は契約書
- (2) 新たに民有地を借りる場合、設置場所の土地所有者承諾書（別記様式第1号）
- (3) その他町長が必要と認める書類
（実績報告）

第8条 規則第8条の規定により、事業が完了したときは、事業完了後1月又は交付決定の日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（規則の別記様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) 事業が完了したことがわかる写真
- (4) その他町長が必要と認める書類
（交付請求）

第9条 規則第10条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、交付請求書（規則の別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定指令書の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類
（協力義務）

第10条 補助金の交付を受けた者は、当該ステーションを有効に活用し、定期的な清掃を行う等、適正な維持管理に努めるとともに、環境美化の向上に寄与しなければならない。
（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
前文（抄）（令和4年3月31日告示第51号）

令和4年4月1日から適用し、改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。